

常任委員会の動き ○ 審査概要・活動

総務文教 常任委員会

2 議案 可決

○行田市税条例等の一部を改正する条例

問 個人市民税の非課税措置及び所得控除について、本案では、寡夫とあるのを、寡夫、寡婦、未婚で扶養する子がある人をひとまとめにしてひとり親と規定する内容なのか。

答 本案について、ひとり親と改正することにより、個人市民税の非課税範囲等のさらなる拡充を図ろうとするものである。

問 固定資産に関し所有者が所在不明の場合、使用者を所有者とみなして課税できる改正について、相続登記がなされるまでの間、本制度が適用されると考えるが、他にどのようなことが想定されるのか。

答 地方税法では、災害により所有者の所在が不明となった場合、使用者を所有者とみなして課税することができ、本改正により、災害に限らず、調査しても所有者が1人も明らかとならない場合には、使用者に対し課税できるようにするものである。

建設環境 常任委員会

1 議案 可決

○行田市手数料条例の一部を改正する条例

問 なぜこの時期に改正する必要があるのか。

答 建築関係の項目に関しては、法改正に伴う事務が既に開始されており、新たな事務に対する審査手数料を設定する必要が生じたため、改正を行うものである。

また、建築関係以外の項目については、別表の区分の全体的な見直しが行われるのに合わせて所要の改正を行うものである。

問 改正に伴い事務量は増えるのか。

答 本条例の大きな改正点として、大規模な複数の建築物を建築するような場合に、その計画の認定審査に対する事務が新たに発生することになるが、本市ではこれに該当するようなケースはあまりないため、今回の改正では事務量が増えることはほとんどないと考えている。



健康福祉 常任委員会

2 議案 可決

○行田市介護保険条例の一部を改正する条例

問 消費税増税の影響による低所得者層の負担軽減を図るのが改正の目的とのことだが、この引き下げ率とした理由は、

答 保険料基準額に対する割合は、今回一部改正された介護保険法施行令で示されている国の標準割合と同率にしている。その理由は、被保険者全員で助け合おうという介護保険制度の趣旨から考えると、保険料基準額に対する割合をあまり低く抑えるのは適当でないこと、消費税増税の影響は、低所得者層だけに及ぶものではないため、他の段階と



のバランスを勘案する必要があること、次期介護保険事業計画以降の保険料水準への影響等を鑑みたためである。

○行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

問 障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間の算定に用いる法定利率を変更する理由は、

答 民法改正により、法定利率は5%から3%となったが、この改正の際、法定利率は3年ごとに見直し、市中の金利水準を踏まえた基準割合を算出し、その基準割合が一定程度以上変動した場合、法定利率が変動することとなったため、事故発生日における法定利率を適用するよう改正するものである。



消防団員による水防演習の様子